

農林水産省登録
第17386号

殺菌剤
バリダシン液剤5
バリダマイシン液剤

令和8年1月21日付けで以下の適用拡大が登録されました。

【変更内容】

- ・作物名「だいす」に使用方法「無人航空機による散布」を追加する。
- ・作物名「だいこん」に適用病害虫名「亀裂褐変症（リゾクトニア菌）」を追加する。
- ・作物名「ばれいしょ」および「たまねぎ」の適用病害虫名「軟腐病」に使用方法「無人航空機による散布」を追加する。
- ・作物名「ねぎ」の適用病害虫名「軟腐病」に使用方法「無人航空機による散布」を追加し、バリダマイシンを含む農薬の総使用回数「3回以内（は種時の灌注は1回以内、散布及び株元散布は合計2回以内）」を「3回以内（は種時までの処理は1回以内、は種後は2回以内）」に変更する。

【変更部分】

作物名	適用 病害虫名	希釀 倍数	使用液量	使用時期	本剤の 使用回数	使用方法	バリダマイシン を含む 農薬の 総使用回数
だいす	葉焼病	500倍	100~300 L/10a	収穫7日前まで	3回以内	散布	3回以内
		4倍	0.8L/10a			無人航空機による散布	
だいこん	亀裂褐変症 (リゾクトニア菌) 軟腐病	500倍	100~300 L/10a	4回以内	散布	4回以内	
ばれいしょ	黒あざ病	200倍	-	貯蔵前 又は 植付前	1回	瞬時~ 10分間 種いも浸漬	7回以内 (種いもへの 処理は 1回以内、 植付後は 6回以内)
			種いも 100kg 当り 2.5~3L			種いも散布	
		10倍	種いも 100kg 当り 200~300mL	植付前			
	青枯病 軟腐病	500倍	100~300 L/10a	収穫3日前まで	6回以内	散布	
	軟腐病	8倍	1.6L/10a			無人航空機による散布	
たまねぎ	軟腐病 腐敗病	500倍	100~300 L/10a	収穫3日前まで	5回以内	散布	5回以内
	軟腐病	8倍	1.6L/10a			無人航空機による散布	
ねぎ	苗立枯病 (リゾクトニア菌)	400倍	6L/m ²	は種時	1回	灌注	3回以内 (は種時までの 処理は 1回以内、 は種後は 2回以内)
	軟腐病 白絹病	500倍	100~300 L/10a	収穫前日 まで	2回以内	散布	
						株元散布	
	軟腐病	8倍	1.6L/10a			無人航空機による散布	

次項へ続く

前項より続く

使用上注意事項の変更

【追加事項】

(2) 本剤を無人航空機による散布に使用する場合は次の注意を守ること。

- ①散布は各散布機種の散布基準に従って実施すること。
- ②散布にあっては散布機種に適合した散布装置を使用すること。
- ③散布中、薬液の漏れおよび詰まりのないように機体の散布配管、ノズルその他散布装置の十分な点検を行うこと。
- ④散布薬液の飛散によって自動車やカラートタンの塗装等に影響を与えないよう、散布地域の選定に注意し、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
- ⑤散布終了後は次の事項を守ること。
 - a 使用後の空の容器は放置せず、安全な場所に廃棄すること。
 - b 機体の散布装置は十分洗浄し、薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。

使用上の注意事項などについては、製品に貼付されているラベルを参照のこと。

住友化学株式会社